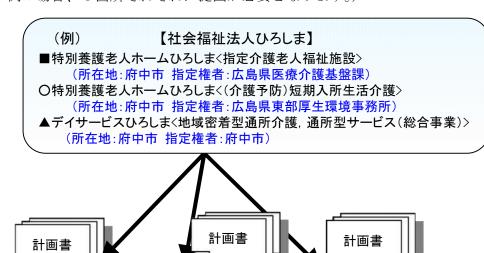
【複数の指定権者に提出する場合の手順】

- ◆ 広島県内に複数の事業所をもつ「社会福祉法人ひろしま」が、計画書等を法人一括で作成する場合には、各指定権者へそれぞれ提出が必要となります。
- 1. R6.4.15(月)までに計画書・体制届を各指定権者に提出する。
 - ※当日までに計画書等の提出がない場合は、令和6年4月又は5月からの算定はできません。 (以下の例の場合、3箇所それぞれに提出が必要となります。)



→計画書は、3指定権者に対し同一のファイルを提出

府中市役所

体制届は、事業所ごとに作成し、それぞれの事業所の指定権者にのみ提出

広島県

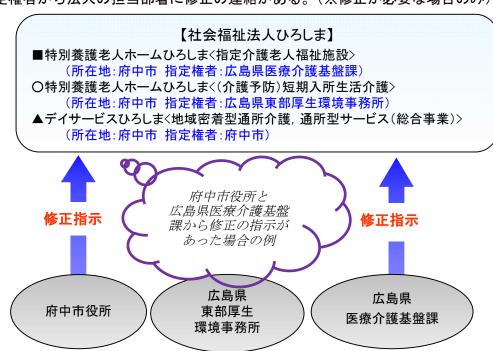
東部厚生

環境事務所

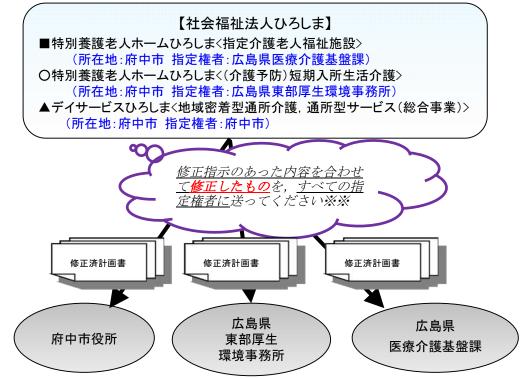
広島県

医療介護基盤課

2. 各指定権者から法人の担当部署に修正の連絡がある。(※修正が必要な場合のみ)



3. 修正した部分(差替え分)の計画書等を、すべての指定権者へ送付する。



※※広島県庁医療介護基盤課と厚生環境事務所に同じものを提出している法人の場合, 原則として、修正指示は広島県庁がまとめて行います。

4. 再度の修正の連絡があれば、2→3を繰り返してください。